平成２６年（フ）第５６号
埼玉県熊谷市新堀1135番地３
債務者　青山　高広
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６４号
埼玉県深谷市武蔵野1226番地５
債務者　細田　憲男
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６５号
埼玉県深谷市西島６番地　K・Mフローレンス西島Ｂ棟203号
債務者　横川　靖彦
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７０号
埼玉県児玉郡神川町大字原新田56番地４
債務者　吉野　博美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２号
千葉県香取市佐原イ1626番地
債務者　上代　勇
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第８４号
神奈川県平塚市南原３丁目２番43―202号
D’ステージ湘南平塚
債務者　西山　元
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８６号
富山県射水市中野713―１　ハイツテンプルＡ203、住民票上の住所富山県射水市新開発528番地
債務者　堀田　保徳
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３号
富山県高岡市福田六家230番地　東五位市営住宅Ａ棟106号
債務者　菓子谷智子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３４号
山梨県中巨摩郡昭和町西条155番地３
債務者　廣瀬　静昭
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
山梨県中巨摩郡昭和町西条155番地３
債務者　廣瀬　富代
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５８号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号笹島寮、従前の住所愛知県岩倉市本町畑中14番地１　ライフイン柊３―Ｂ号
債務者　石山　博之
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１号
名古屋市千種区覚王山通７丁目11番地　市営池下荘512号
債務者　村中　京子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１８号
名古屋市天白区平針１丁目1314番地　メゾン白川305号
債務者　深谷　晃吉
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字寺東125番地１　ソシアコートＢ205号
債務者　冨永　恵美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９号
滋賀県蒲生郡日野町大字北畑678番地６
債務者　長濵　俊明
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１０号
滋賀県近江八幡市出町689番地103号
債務者　寺島　玲
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２号
兵庫県加古川市平岡町高畑98番地の32、従前の住所兵庫県加古川市平岡町土山949番地の８
債務者　尾崎　佳世
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県加古川市野口町水足1222番地の３
債務者　内田　良平
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部